

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌芸術の森における「Sapporo City Wi-Fi」整備運用業務
発 注 課	市民文化局文化部文化振興課
選 定 事 業 者	東日本電信電話株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、本市の各施設（市営地下鉄、コンベンションセンター、大通公園など）で運用されている「Sapporo City Wi-Fi」を新たに札幌芸術の森に整備し、運用することで、市内において利用方法等が統一されたWi-Fi環境の拡充を図り、国内外からの観光客や市民の利便性の向上等を図るものである。</p> <p>当団体は、先行して「Sapporo City Wi-Fi」の整備・運用を行った経済観光局観光・MICE推進部発注業務の受託者であり、既存整備エリアと連携した同一サービスを提供できる唯一の団体である。</p> <p>以上により、本業務の委託については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び札幌市契約規則第21条第1項ただし書きによる随意契約（特定）とすることが適当である。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
決 定 日	令和2年6月29日